

1. 教育機会確保法の施行（2017年2月）から3年、教育委員会の取り組みと考えるについて聞く

- (1) 教育機会確保法の第1章 総則の第3条・5条・6条について、どのような取り組みを行ってきたのか
- (2) 第3条（基本理念）の5にある「関係者の相互の密接な連携」が今後より充実することを求めている
- (3) 第6条（財政上の措置等）と附則2. 経済的支援を求めて個々の不登校の児童生徒に応じた支援やフリースクールへの支援など
- (4) 公設民営による適応指導教室の追加開設を求めている

**【答弁】**

1. 教育機会確保法の施行（2017年2月）から3年、教育委員会の取り組みと考えるについて聞くの（1）から（4）につきまして、順次お答えいたします。

はじめに、（1）についてお答えいたします。

教育機会確保法の施行から3年目を迎え、先般、「教育機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」が示されました。

本とりまとめを受け、本市教育委員会といたしましては、すべての児童生徒にとって学校がより魅力ある場所となるよう教育活動を進めてまいりたいと考えております。不登校児童生徒の支援については、多様な教育機会を踏まえた組織的・計画的な支援が重要でありますことから、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるよう、取り組みを進めてまいります。

これまでの本市の取り組みにつきましては、各学校に対してこれまでから実施している、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりや個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進、不登校児童生徒やその保護者に対する

相談の充実について指導・支援してまいりました。また、学校以外の学びの場や居場所として既設の適応指導教室「YOUYOU」、「ステップルーム」を活用し、不登校児童生徒の支援を進めてまいりました。

次に、(2)についてですが、現状といたしましては、各学校において、当該児童生徒の状況や保護者のニーズに基づき、学校と協働し、出席や学習、活動等の状況について十分に共有できる民間の団体等の関係者と密接な連携を行い、支援を行っているところでございます。今後、さらに一人一人の児童生徒へのきめ細かな支援を実現するために、必要に応じて学校の教員等が施設での児童生徒の状況を把握する等、民間の団体も含めた関係者との連携を進められるよう学校を支援してまいります。

また、本市教育委員会といたしましては、今後、多様な居場所を必要とする不登校児童生徒に対して、民間の団体等も含めた情報を提供できるよう取り組みを進めてまいります。

続いて、(3)についてですが、不登校児童生徒にとって、個々の状況に応じた支援や多様で適切な教育機会の確保は、自らの進路を主体的に捉え、社会的な自立をめざす上でも非常に重要であります。しかしながら、現状におきましては、通所にかかる費用については学割証の発行を行っておりますが、民間の団体等への直接的な経済的支援に関しては実施していないことから、今後、国・府の動向を注視し、研究してまいりたいと考えております。

最後に、(4)についてですが、本市におきましては、既設の適応指導教室もございますことから、より効果的な適応指導教室の運営やあり方について研究するとともに、議員ご提案の公設民営による適応指導教室の開設につきましても、一人一人に応じた多様な教育機会の確保が重要であるとの認識から、他市の事例を参考に研究を進めてまいりたいと考えております。